# 株主各位

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

# 大阪証券金融株式会社 取締役社長 大津 降 文

# 第88回定時株主総会決議ご通知

拝啓ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第88回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議 されましたからご通知申し上げます。

敬具

記

報 告 事 項 第88期 (自 平成13年4月1日) 営業報告書、貸借対照表および損益計 算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 第88期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は後記のとおりであります。

第 3 号議案 自己株式取得の件

本件は、本総会終結のときから次期定時株主総会終結のときまでに、 当社普通株式100万株、取得価額の総額2億円を限度として取得する ことに承認可決されました。

第 4 号議案 監査役1名選任の件

本件は、監査役に伊藤俊示氏が選任され、就任いたしました。

第 5 号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本件は、退任監査役 松本邦紀氏に対し、当社所定の基準に基づき、 従来の慣行を勘案のうえ、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

なお、本総会終了後、監査役の互選により、常任監査役(常勤)に伊藤俊示氏が選任 され、就任いたしました。

## 配当金のお支払いについて

第88期株主配当金は、1株につき6円と決定いたしましたから、同封の「郵便振替支 払通知書」によって払渡期間中に最寄りの郵便局でお受け取り下さい。

なお、銀行口座または郵便貯金口座への振込をご指定の方には、「配当金計算書」お よび「配当金のお振込先について」を同封いたしましたのでお確かめ下さい。

## ご参考

第2号議案の定款一部変更の内容は次のとおりであります。

### 変 更 前 変 更 後 第 2章 株式 (株式の総数および額面株式 1 株の金額) 第 5 条 当会社が発行する株式の総数は、9,600万株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 2 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、額面株式の 1 株の金額は、50円とする。(株式の消却) 第 6 条 当会社は、取締役会の決議をもって、400万株を限度として、平成11年 6 月30日以降、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。(1 単位の株式の数) 第 7 条 当会社の1 単位の株式の数は、1,000株とする。		(下線は変更部分)
(株式の総数および額面株式 1 株の金額) 第 5 条 当会社が発行する株式の総数は、9,600万株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 2 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、額面株式の 1 株の金額は、50円とする。(株式の消却) 第 6 条 当会社は、取締役会の決議をもって、400万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。 ( 1 単位の株式の数) 第 7 条 当会社の 1 単位の株式の数は、1,000株とする。	变 更 前	变 更 後
第 5 条 当会社が発行する株式の総数は、9,600万株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 2 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、額面株式の 1 株の金額は、50円とする。 (株式の消却) 第 6 条 当会社は、取締役会の決議をもって、400万株を限度として、平成11年 6 月30日以降、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。 (1単位の株式の数) 第 7 条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株とする。 (新 設 ) (1単元の株式の数とび単元未満株券の不発行) 第 6 条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株とする。 (1単元の株式の数は、1,000株とする。) (1単元の株式の数は、1,000株とする。) (1単元の株式の数は、1,000株とする。) (1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。(名義書換代理人) 第 8 条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	第2章 株式	第2章 株式
株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。  2 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、額面株式の1株の金額は、50円とする。 (株式の消却) 第6条 当会社は、取締役会の決議をもって、400万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。 (1単位の株式の数) 第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株とする。 (新設) (1単元の株式の数は、1,000株とする。 (新設) (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 (2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。(名義書換代理人) 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	(株式の総数および額面株式1株の金額)	(株式の総数)
には、これに相当する株式数を減ずる。 2 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、 額面株式の1株の金額は、50円とする。 (株式の消却) 第6条 当会社は、取締役会の決議をもって、400 万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益 による株式消却のために自己株式を取得すること ができる。 (1単位の株式の数) 第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株と する。 (新設) (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (新設) (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (1単元の株式の数は、1,000株と する。 (2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を 発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるとこ ろについては、この限りでない。 (名義書換代理人) 第7条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	第5条 当会社が発行する株式の総数は、9,600万	第5条 当会社が発行する株式の総数は、9,600万
2       当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、 額面株式の1株の金額は、50円とする。 (株式の消却)       〔 削 除 〕         第6条       当会社は、取締役会の決議をもって、400万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。 (1単位の株式の数)       〔 削 除 〕         第7条       当会社の1単位の株式の数は、1,000株とする。       (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)第6条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。         ( 新 設 〕       2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。(名義書換代理人)         (名義書換代理人)       第7条       当会社は、株式につき名義書換代理人を置	株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合	株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合
額面株式の1株の金額は、50円とする。 (株式の消却) 第6条 当会社は、取締役会の決議をもって、400 万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益 による株式消却のために自己株式を取得すること ができる。 (1単位の株式の数) 第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株と する。  〔新設〕  (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株と する。  ② 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を 発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。 (名義書換代理人) 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	には、これに相当する株式数を減ずる。	には、これに相当する株式数を減ずる。
(株式の消却) 第6条 当会社は、取締役会の決議をもって、400 万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益 による株式消却のために自己株式を取得すること ができる。 (1単位の株式の数) 第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株と する。	2 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、	〔 削 除 〕
第6条 当会社は、取締役会の決議をもって、400 万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益 による株式消却のために自己株式を取得すること ができる。 (1単位の株式の数) 第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株と する。 〔新設〕〕 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株と する。 2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を 発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるとこ ろについては、この限りでない。 (名義書換代理人) 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	額面株式の1株の金額は、50円とする。	
万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。       (1単位の株式の数)         第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株とする。       (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)第6条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。         2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。(名義書換代理人)第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	(株式の消却)	
による株式消却のために自己株式を取得することができる。 (1単位の株式の数) 第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株とする。  〔新設〕  (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。  ② 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。(名義書換代理人) 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	第6条 当会社は、取締役会の決議をもって、400	〔 削 除 〕
ができる。 (1単位の株式の数) (1単位の株式の数は、1,000株とする。  「新設)  「新設)  「新設)  「新設)  「名義書換代理人)  第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益	
(1単位の株式の数)       (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)         第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株とする。       第6条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。         2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。(名義書換代理人)         (名義書換代理人)       第7条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	による株式消却のために自己株式を取得すること	
第7条 当会社の1単位の株式の数は、1,000株とする。	<u>ができる。</u>	
する。	(1単位の株式の数)	(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)
[ 新 設 ]	第 <u>7</u> 条 当会社の <u>1単位</u> の株式の数は、1,000株と	第 <u>6</u> 条 当会社の <u>1単元</u> の株式の数は、1,000株と
(以下「単元未満株式」という。) にかかる株券を 発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるとこ ろについては、この限りでない。 (名義書換代理人) 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	する。	する。
発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。 (名義書換代理人) 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置第7条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	〔 新 設 〕	2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式
ろについては、この限りでない。 (名義書換代理人) 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置 第7条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置		(以下「単元未満株式」という。) にかかる株券を
(名義書換代理人) (名義書換代理人) (名義書換代理人) 第 <u>8</u> 条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置 第 <u>7</u> 条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置		発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるとこ
第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置 第7条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置		<u>ろについては、この限りでない。</u>
	(名義書換代理人)	(名義書換代理人)
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置	第 <u>7</u> 条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<. □	<.
2 [ 略 ] 2 [現行どおり]	2 [略]	2 〔現行どおり〕

## 变 更 前

3 当会社の株主名簿および実質株主名簿は、名義 書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名 義書換、単位未満株式の買取りその他株式に関す る事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社 においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、単位未満株式の買取りその他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日および株主名簿の閉鎖)

- 第10条 当会社の定時株主総会において権利を行使 できる株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、 毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名 簿に記載された株主とする。
- 2 当会社は、毎年4月1日から4月30日まで、株 主名簿の記載の変更を停止する。
- 3 前2項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公 告して、臨時に基準日を定めまたは株主名簿の記 載の変更を停止する。

第3章 株主総会

第11条 ( 略 )

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を行使できる他の 株主を代理人として、議決権を行使することがで きる。ただし、代理人は、<u>委任状</u>を当会社に差し 出さなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第<u>15</u>条 〔 略 〕

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会で選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権ある株式総数の 3 分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行なう。

3 (略) 第<u>17条</u> ; 第25条

## 変 更 後

- 3 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。(株式取扱規則)
- 第<u>8</u>条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単</u>元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。
- 第9条 当会社の定時株主総会において権利を行使できる株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。

〔 削 除 〕

2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議をもってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第 $\frac{10}{5}$   $\left.\begin{array}{c} 108 \\ \hline 128 \end{array}\right\}$  (現行どおり)

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を行使できる他の 株主を代理人として、議決権を行使することがで きる。ただし、株主または代理人は、代理権を証 する書面を当会社に差し出さなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第<u>14</u>条 [現行どおり] (取締役の選任)

第15条 取締役は、株主総会で選任する。

2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって行なう。

3 〔現行どおり〕 第16条 、

、 【現行どおり】

#### 第5章 監査役および監査役会 第5章 監査役および監査役会 第26条 〔 略) 第25条 〔現行どおり〕 (監査役の選任) (監査役の選任) 第27条 監査役は、株主総会で選任する。 第26条 監査役は、株主総会で選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権ある株式総数の 3 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の 分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 その議決権の過半数をもって行なう。 数をもって行なう。 第28条 〔 第27条 [現行どおり] (監査役の任期) (監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決 第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決 算期に関する定時株主総会の終結のときまでとす 算期に関する定時株主総会の終結のときまでとす [ 2 〔現行どおり〕 第29条 第30条 〔現行どおり〕 第33条 第32条 第6章 計算 第6章 計算 第33条 〔現行どおり〕 第34条 〔 (株主配当金) (株主配当金) 第35条 当会社の株主配当金は、毎年3月31日の最 第34条 当会社の株主配当金は、毎年3月31日の最 終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株 終の株主名簿に記載または記録された株主または 主または登録質権者に支払う。ただし、支払開始 登録質権者に支払う。ただし、支払開始の日から の日から満3年を経過してもなお受領のないとき 満3年を経過してもなお受領のないときは、当会 は、当会社はその支払いの義務を免れる。 社はその支払いの義務を免れる。 [削除] 第5条第2項の変更、第6条の新設、第7条第3 項および第8条の変更は、昭和57年10月1日から実 施し、それまでの間は現行の第5条第2項、第6条、 第7条第3項および第8条の規定を引きつづき適用 する。 (新設) 第28条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後

なお、当社は今期 (第88期) より決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を 当社のホームページ (http://www.osf.co.jp/kessan/koukoku.html) に掲載することとい たしました。

年とする。

最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任 する監査役については、なお従前のとおり任期は3